

新潟県内に需要家を持つLPガス販売事業者 各位

新潟県LPガス家庭向け料金補助金事務局
(一社)新潟県LPガス協会

令和6年度LPガス家庭向け支援補助金の実施について(お知らせとお願い)

既に報道等にある通り、都市ガスや電気に対する生活者支援が本年5月末まで継続しましたが、LPガスについては以下の要領でLPガス料金の値引き支援が県の補助金として、昨年度に引き続き実施される事になりましたのでお知らせします。

については、昨年度同様、各位のご理解ご協力をお願いすると共に、年度が改まった事により、再度、交付申請を行ったうえで交付決定を受けていただき、お客様に値引きを実施する必要がありますので、当補助金事務局に交付申請書類をご提出いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【令和6年度実施内容】

- ① 8月のLPガス利用分の請求に対して、530円(税抜)の値引き。(8月利用分のみが値引きの対象)
- ② 値引き対象は、昨年度と同様です。(一般家庭及び店舗兼住宅の他、業務用の消費者。ただし、業務用のうち行政施設は民間開放している施設に限る。また、1世帯(店舗、施設)に複数のメーターがある場合は、メーター数を上限に値引き。) ※工業用及び質量販売先の消費者は値引き対象外。 【裏面参照】
- ③ LPガス販売事業者に対する事務経費の補助は、1消費者当たり50円(税抜)。

【ご注意】

- ① 昨年度との変更点は、値引き月数が1ヵ月のみである事と併せて、値引き額と事務経費が変更になった点です。
- ② 既に昨年度、当該値引き支援事業に対して各位よりご協力をいただいておりますので、各種申請作業等についてはご経験済みでありますので、当該事業の説明会は行いません。同様に、改めてQ&Aの作成はしませんので、ご了承ください。⇒ Q&Aを読み返す場合は、値引き額を530円税抜・事務経費を50円税抜として読み替えてください。これ以外の記載内容は、引き続き有効になります。
- ③ 令和6年度版の「交付要綱」並びに「申請の手引き」を同封しますので、ご一読の上、「申請の手引き」に記載の各種申請提出期限を厳守の上、申請書類のご提出をお願いします。なお、お客様向けのチラシですが、事前の告知チラシは作成しませんが、「当月値引いた事をお知らせするチラシ」のみ作成し、交付決定後にその申請戸数に合わせて後日発送しますので、ご利用ください。
- ④ 当該補助金の申請単位は、販売所ではなく販売事業者となります。特にJAにあつては、合併等により名所変更や需要家の移動などがある事が考えられます。各事業者共に本社、本所にて全ての消費者を取りまとめるうえ、各種申請をされるようお願いいたします。

【参考】

- ① 当協会ホームページに、各種申請書類のWord形式、Excel形式の様式をアップしております。こちらをダウンロードされ、各種申請書類を作成される事をお勧めします。特に、実績報告時には、自動計算による記入の簡便化、「支援対象者一覧」作成時の省力化など、各種作業の効率化が図られます。
- ② 各種申請並びにその他ご不明の点があれば、以下の担当までご連絡ください。

担当： 長(ちょう)、鈴木

電話： 025(211)7511

アドレス：ngt-katei.shien@themis.ocn.ne.jp

LP ガス料金値引き『対象』消費者の例

1. 戸建て、集合住宅の一般家庭
2. 店舗兼住宅
3. 冷暖房用、調理及び浴用など、一般家庭と同様の用途で使用する業務用消費者
(例) 飲食店、民間宿泊施設、老健を含む介護サービス施設、クリーニング、医院・病院、
4. 行政機関の施設のうち、民間開放している施設
(例) 市町村体育館並びに図書館で住民が使用する冷暖房、シャワー
市町村公民館等の住民が使用する調理室
生徒、児童が食するために調理する給食センター
公立病院の冷暖房及び患者のための食事調理

『対象外』の例

1. 溶断、加熱用及び焼成用等、一般家庭とは異なる用途で使用する工業用消費者
(例) 金属加工に使う場合の金属製品加工業
工事で使う場合の建設業
食品加工・製造の用途に使う場合の工場
窯に使う場合の窯業
家畜、農場の冷暖房
2. 質量販売先消費者
3. 行政機関の施設のうち、行政職員に対して利用される場合の業務用消費者
(例) 市町村庁舎内の職員の執務室(冷暖房)、給湯室、
小中学校・高校の理科室(理科室は実験が主であるので工業用消費者に該当)